

市長と語ろう2016

『市長とのふれあいトーク』を開催します



月	日	時 間	地区	会 場
8月	21日(日)	午前10時～11時30分	朝日	総合文化会館
		午後1時30分～3時	山北	さんぽく会館
	24日(水)	午後7時～8時30分	山北	さんぽく会館
	30日(火)	午後7時～8時30分	荒川	荒川地区公民館
9月	15日(木)	午後7時～8時30分	村上	マナボーテ村上
	18日(日)	午前10時～11時30分	荒川	荒川地区公民館
	23日(金)	午後7時～8時30分	朝日	総合文化会館
	28日(水)	午後7時～8時30分	神林	神林農村環境改善センター
10月	2日(日)	午前10時～11時30分	村上	マナボーテ村上
		午後1時30分～3時	神林	神林農村環境改善センター

●問い合わせ 政策推進課企画政策室 ☎53-2111 (内線533)

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

これらの手当は、在宅の障がい者や障がい児に支給するもので、受給するには申請が必要です。身体障害者手帳や療育手帳などが無くても申請できますが、障がいの状態によっては支給対象とならない場合があります。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できる人	20歳以上で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人	20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童
支給額	月額 26,830円	月額 14,600円
支給月	2月・5月・8月・11月	
必要なもの	・特別障害者手当認定請求書 ・所得状況届 ・医師の診断書（指定様式） ・世帯全員の住民票 ・年金などの証書 ・前年の年金などの金額がわかるもの ・本人名義の預金通帳 ・個人番号カードまたは通知カード ・本人確認書類（個人番号カードの場合不要） ・委任状（代理申告の場合）	・障害児福祉手当認定請求書 ・所得状況届 ・医師の診断書（指定様式） ・世帯全員の住民票 ・本人名義の預金通帳 ・個人番号カードまたは通知カード ・本人確認書類（個人番号カードの場合不要） ・委任状（代理申告の場合）
所得制限	受給者もしくはその配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得が一定以上の場合、その年の8月から翌年の7月までの間は支給停止となります。	
受給資格がなくなるとき	施設に入所したとき 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院したとき	施設に入所したとき

●問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111 (内線245) または各支所地域振興課地域福祉室